

# 九州歯科大学学則

平成18年4月1日  
法人規程第34号

改正 平成19年3月28日 法人規程第2号（施行 平成19年4月1日）

改正 平成21年6月11日 法人規程第2号（施行 平成22年4月1日）

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
  - 第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日（第11条—第15条）
  - 第3章 教育課程及び履修方法等（第16条—第19条）
  - 第4章 入学、休学、退学等（第20条—第31条）
  - 第5章 卒業及び学士（第32条・第33条）
  - 第6章 授業料等（第34条）
  - 第7章 外国人留学生（第35条）
  - 第8章 研究生、聴講生、見学生及び特別研修生（第36条—第40条）
  - 第9章 公開講座等（第41条）
  - 第10章 賞罰（第42条—第45条）
  - 第11章 名誉教授（第46条）
  - 第12章 補則（第47条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 九州歯科大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授けるとともに、深く歯学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって歯科医療及び口腔保健医療の発展と地域の福祉に寄与することを目的とする。

2 各学科における人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的については、別に定める。

### （自己点検、評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

### （教育研究活動等の状況の公表）

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公開するものとする。

### （学部、学科及び学生定員）

第4条 本学に歯学部歯学科及び歯学部口腔保健学科を置く。

2 各学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
歯学科	95	570
口腔保健学科	25	100

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

- 2 前項の大学院に歯学研究科を置く。
- 3 大学院の学則については、別に定める。

(附属病院)

第6条 本学に附属病院を附置する。

- 2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第7条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に事務局を置く。

- 2 事務局に必要な事項は、別に定める。

(職員組織)

第9条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員、その他必要な職員。

(教授会)

第10条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学部に係る次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学、編入学、退学、転学、留学、休学及び卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項
- (4) その他学部の運営に関する重要事項

- 3 前項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項については、別に定める。

## 第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第11条 歯学科の修業年限は6年、口腔保健学科の修業年限は4年とする。

(在学期間)

第12条 本学の在学期間は修業年限の2倍の年数を超えることができない。

- 2 歯学科における在学期間は、第1年次から第2年次については4年を、第3年次から第6年次については8年を超えることはできない。
- 3 他の大学から転入学又は編入学した者にあつては、入学前における当該大学の在学期間と通算した期間をもって、第1項の在学期間とする。

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 授業を行わない日又は授業を行わない期間（以下「休業日」という。）は、次の

とおりとする。ただし、(4) から (6) の始期及び終期は、別に定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 5月11日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 学長は特別の必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができるほか、臨時に休業日を定めることができる。

### 第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針及び履修方法)

第16条 各学科は教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 各学科における授業科目及び履修方法については、別に定める。

(他教育機関における履修単位認定)

第17条 国内又は外国の大学若しくは短期大学を卒業し又は中途退学し、本学に入学（編入学、転入学を除く）した学生の当該大学での既修得単位は、教育上有益と認められる場合に限り、30単位の範囲内で本学において修得したものとして認定することができる。

(授業科目履修の認定)

第18条 授業科目履修の認定は、試験その他の審査により行う。

2 前項の試験その他の審査の方法については、別に定める。

(課程修了の認定)

第19条 課程修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

### 第4章 入学、休学、退学等

(入学等の時期)

第20条 入学、転入学、編入学、復学及び再入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法に基づく通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを、文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定により、文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者  
(入学志願の手続)

第22条 本学の入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に入学考査料及び別に定める書類等を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者に対しては試験を行い、合格者を決定する。

(入学の手続及び入学許可)

第24条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書、住民票その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを終えた者に入学を許可する。

(保証人)

第25条 前条の保証人は、親族その他本学が適当と認める者で、学生の身上に係る一切の事項について連帯してその責任に任ずる者でなければならない。

2 学生は、保証人の身分の変動があったときは、新たに保証人を定めて前条第1項の誓約書を学長に提出しなければならない。また、保証人の住所の変更があったときは、学長に届けなければならない。

(転入学)

第26条 他の歯科大学又は歯学部の学生で第4条第1項の学科のいずれかに転入学しようとする場合は、現に在学する大学の転学許可書、在学証明書及び成績証明書を添えて学長に願出しなければならない。

2 学長は、前項の場合において、それぞれの学科の収容定員に欠員があるときに限り、教授会の議を経て、相当学年次に転入学を許可することができる。

(編入学)

第27条 口腔保健学科に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者
- (3) 修業年限4年以上の大学の学部に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

2 前項の場合において学長は、3年次において収容定員に欠員があるときに限り、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

(転学)

第28条 他の大学に転学しようとするとき又は他の大学の入学試験若しくは編入試験を受けようとするときは、その理由を詳記し、保証人連署の転学願を学長に提出し、教授会の議を経てその許可を受けなければならない。

2 学生が、前項の規定による許可を受けないで、他の大学の入学試験若しくは編入試験

を受験したときは、第43条の規定により懲戒を行う。

(休学及び退学)

第29条 学生は、病気その他やむを得ない事由のため2月以上修学することができない場合において、休学又は退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人連署の休学（退学）願を学長に提出し、教授会の議を経てその許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、学長が特別の事情があると認める場合は、教授会の議を経て、1年を限度として休学の期間を延長することができる。

3 休学の期間は、通算して歯学科においては4年を、口腔保健学科においては2年を超えることができない。

4 休学の期間は、第12条の在学期間には算入しない。

(除籍)

第30条 学長は、次の各号の一に該当する者について、教授会の議を経て、除籍しなければならない。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第12条に規定する在学期間を超えた者

(3) 前条第2項及び第3項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

(6) 死亡した者

2 前項第6号に該当する者については、教授会の議を経ずに、当該学生が死亡した日をもって除籍とする。

(復学及び再入学)

第31条 第29条に基づき休学した者が復学を希望するときは、医師の診断書等理由書を添え、保証人連署の復学願を学長に提出しなければならない。なお学長はその場合、教授会の議を経て復学させることができる。

2 前号に基づく復学を願い出ることができる期間は、第12条第1項及び第2項に定める期間内とする。

3 第29条及び第30条第1項第1号、第4号又は第5号に基づき、退学又は除籍された者で、その事由が消滅したことにより再入学を希望するときは、詳細な理由書及び保証人連署の再入学願を学長に提出しなければならない。なお学長はその場合、教授会の議を経て再入学させることができる。

4 前号に基づく再入学を願い出ることができる期間は、退学又は除籍後2年以内とする。

## 第5章 卒業及び学士

(卒業の要件)

第32条 卒業の要件は、第11条に規定する修業年限以上在学し、九州歯科大学履修規程に定める全教育課程を履修し、かつ、卒業試験に合格することとする。

(卒業の認定及び学位の授与)

第33条 前条の要件を備えた者について、学長は、教授会の議を経て、卒業を認定し、歯学科においては学士（歯学）の学位を、口腔保健学科においては学士（口腔保健学）の学位を授与する。

## 第6章 授業料等

### (授業料等)

第34条 入学考査料、入学料、授業料その他の費用の種類、額及び納入方法等については、別に定める。

## 第7章 外国人留学生

### (外国人留学生)

第35条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

## 第8章 研究生、聴講生、見学生及び特別研修員

### (研究生)

第36条 本学において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、選考の上、研究生として許可することがある。

### (聴講生)

第37条 本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として許可することがある。

### (見学生)

第38条 本学の研究、教育及び病院診療の見学を希望する者があるときは、支障のない限りにおいて、見学生として許可することがある。

### (特別研修員)

第39条 博士の学位を有し、本学において特定の専門事項について研修を志願する者があるときは、選考の上、特別研修員として許可することがある。

### (研究生等に関する規程)

第40条 研究生、聴講生、見学生及び特別研修員に関する規程は、別に定める。

## 第9章 公開講座等

### (公開講座等)

第41条 地域社会の発展に寄与し、文化の向上に資するために、公開講座その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供する事業を実施することができる。

## 第10章 賞罰

### (表彰)

第42条 学長は、学生として模範とするに足る者について、教授会の議を経て、表彰する。

### (懲戒)

第43条 学長は、本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為のあった者について、教授会の議を経て、懲戒する。

### (懲戒の種類)

第44条 懲戒は、退学、停学又は訓告とする。

### (懲戒による退学)

第45条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

- (2) 正当の理由がなく、出席が常でない者
- (3) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 本学の秩序を乱し、著しく学生としての本分に反した者

#### 第11章 名誉教授

(名誉教授)

第46条 本学における教育研究に寄与した功績が顕著である等の者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号授与に関して必要な事項は、別に定める。

#### 第12章 補則

(補則)

第47条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則 (平成18年4月1日規程第34号)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際、廃止された九州歯科大学学則(平成6年4月福岡県告示第741号。以下「廃止前の学則」という。)に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成19年3月28日規程第2号)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成21年6月11日規程第2号)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。